

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2002-18083(P2002-18083A)

【公開日】平成14年1月22日(2002.1.22)

【出願番号】特願2000-206056(P2000-206056)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 5 0 B

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月14日(2004.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に対応して設けられ、該遊技機における遊技に使用可能な遊技用有価値の大きさを特定可能な情報が記録された遊技用記録媒体を受け、該受けた遊技用記録媒体の記録情報により特定される大きさの遊技用有価値の遊技への使用に関する処理を行う遊技用記録媒体処理手段と外部機器との通信を行う通信手段とを具備する遊技用記録媒体処理装置と、

該遊技用記録媒体処理装置に不具合や故障が生じたときに該遊技用記録媒体処理装置と交換される遊技用記録媒体処理装置を複数収容可能に形成された保管庫と、

前記遊技機に対応して設置されている遊技用記録媒体処理装置と前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置とに通信可能に接続されて該遊技用記録媒体処理装置の管理を行う管理装置と、

を遊技場内に設け、

各遊技場に設けられる前記管理装置とデータ通信可能に接続された集中管理装置を、該遊技場外の管理機関に設けた遊技用装置であって、

前記管理装置は、前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置との通信状況を確認する通信状況確認手段を具備し、該通信状況確認手段において未接続状態の前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置を検出したならばその旨を報知或いはその旨を示す所定信号を出力するとともに、前記集中管理装置に対して前記通信状況確認手段において未接続状態の前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置を検出した旨を示す情報を出力することを特徴とする遊技用装置。

【請求項2】

通信状況確認手段は、前記遊技機に対応して設置されている遊技用記録媒体処理装置との通信状況についても確認するとともに、

前記管理装置は、前記通信状況確認手段において未接続状態の前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置を検出しているか否かを示す第1の通信状況と、前記通信状況確認手段において未接続状態の前記遊技機に対応して設置されている遊技用記録媒体処

理装置を検出しているか否かを示す第2の通信状況と、を区別して表示する請求項1に記載の遊技用装置。

【請求項3】

前記遊技用記録媒体処理装置には、個々の遊技用記録媒体処理装置を特定可能な識別情報が付与され、前記管理装置には接続されている各遊技用記録媒体処理装置の前記識別情報が登録されており、前記通信状況確認手段において未接続状態の遊技用記録媒体処理装置を検出したならば、その遊技用記録媒体処理装置の識別情報を報知或いは出力する請求項1または2に記載の遊技用装置。

【請求項4】

前記保管庫は、前記未接続の発生を報知する報知手段を具備する請求項1～3のいずれかに記載の遊技用装置。

【請求項5】

前記未接続の発生の報知或いは出力を解除可能な解除手段を具備する請求項1～4のいずれかに記載の遊技用装置。

【請求項6】

前記管理装置には操作者を特定可能な操作者識別符号が登録され、該登録操作者識別符号と操作者により入力された入力操作者識別符号とが一致したならば前記解除手段による解除を行う請求項5に記載の遊技用装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

前記した問題を解決するために、本発明の遊技用装置は、遊技機に対応して設けられ、該遊技機における遊技に使用可能な遊技用有価価値の大きさを特定可能な情報が記録された遊技用記録媒体を受付け、該受付けた遊技用記録媒体の記録情報により特定される大きさの遊技用有価価値の遊技への使用に関する処理を行う遊技用記録媒体処理手段と外部機器との通信を行う通信手段とを具備する遊技用記録媒体処理装置と、

該遊技用記録媒体処理装置に不具合や故障が生じたときに該遊技用記録媒体処理装置と交換される遊技用記録媒体処理装置を複数収容可能に形成された保管庫と、

前記遊技機に対応して設置されている遊技用記録媒体処理装置と前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置とに通信可能に接続されて該遊技用記録媒体処理装置の管理を行う管理装置と、

を遊技場内に設け、

各遊技場に設けられる前記管理装置とデータ通信可能に接続された集中管理装置を、該遊技場外の管理機関に設けた遊技用装置であって、

前記管理装置は、前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置との通信状況を確認する通信状況確認手段を具備し、該通信状況確認手段において未接続状態の前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置を検出したならばその旨を報知或いはその旨を示す所定信号を出力するとともに、前記集中管理装置に対して前記通信状況確認手段において未接続状態の前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置を検出した旨を示す情報を出力することを特徴としている。

この特徴によれば、前記保管庫に保管されている遊技用記録媒体処理装置を盗もうとして持ち出すと、前記管理装置との通信状況が未接続状態となって該未接続状態が前記通信状況確認手段にて検出され、該未接続状態の発生が報知或いは出力されるようになるため、予備用に保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置の不正な持ち出しや盗難を防止することができるとともに、前記管理装置との通信状況が未接続状態となって該未接続状態が前記通信状況確認手段にて検出されると、その旨を示す情報が遊技場外の管理機

関に設けられた集中管理装置にも出力されるので、保管庫に保管されている遊技用記録媒体処理装置の未接続の発生を集中管理装置においても把握できる。

本発明の遊技用装置は、通信状況確認手段は、前記遊技機に対応して設置されている遊技用記録媒体処理装置との通信状況についても確認するとともに、

前記管理装置は、前記通信状況確認手段において未接続状態の前記保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置を検出しているか否かを示す第1の通信状況と、前記通信状況確認手段において未接続状態の前記遊技機に対応して設置されている遊技用記録媒体処理装置を検出しているか否かを示す第2の通信状況と、を区別して表示することが好ましい。

このようにすれば、予備用に保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置の通信状況と、稼働中の遊技用記録媒体処理装置の通信状況と、を区別して把握することができる。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0081

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0081】

(a) 請求項1の発明によれば、前記保管庫に保管されている遊技用記録媒体処理装置を盗もうとして持ち出すと、前記管理装置との通信状況が未接続状態となって該未接続状態が前記通信状況確認手段にて検出され、該未接続状態の発生が報知或いは出力されるようになるため、予備用に保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置の不正な持ち出しや盗難を防止することができるとともに、前記管理装置との通信状況が未接続状態となって該未接続状態が前記通信状況確認手段にて検出されると、その旨を示す情報が遊技場外の管理機関に設けられた集中管理装置にも出力されるので、保管庫に保管されている遊技用記録媒体処理装置の未接続の発生を集中管理装置においても把握できる。

(b) 請求項2の発明によれば、予備用に保管庫内に収容されている遊技用記録媒体処理装置の通信状況と、稼働中の遊技用記録媒体処理装置の通信状況と、を区別して把握することができる。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0082

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0082】

(c) 請求項3の発明によれば、不正な持ち出しや盗難を受けた遊技用記録媒体処理装置を特定できる。

#### 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0083】

(d) 請求項4の発明によれば、不正な持ち出しや盗難がなされる保管庫において、該

不正な持ち出しや盗難の発生を認識でき、迅速な対応が可能となる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0084

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0084】

(e) 請求項5の発明によれば、正規の交換等において、前記未接続による報知或いは出力が作動してしまうことを回避できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0085

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0085】

(f) 請求項6の発明によれば、予め特定の操作者、例えば遊技場の店長等の責任者を特定可能な操作者識別符号を登録しておくことで、これら操作者識別符号を知覚している正規の操作者である遊技場の店長等の責任者のみが前記解除を実施できるようになる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0086

【補正方法】削除

【補正の内容】